

法人文書開示請求の審査請求書に対する警告書（再警告）

令和2年12月23日

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

理事長 小川 久雄 殿

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

審査請求者 代表 多田 雅史



前略

審査請求者は、複数回にわたり、貴殿に対し、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第18条により審査請求したが、貴殿は、一向に、同法19条が定める「情報公開・個人情報保護審査会への諮問」を行わないため、令和2年11月24日、「法人文書開示請求の審査請求書に対する警告書」を内容証明郵便で送付した。

しかし、貴殿は、本日時点で、いまだに諮問手続きを行わず、すでに審査請求から7カ月以上も放置し不作為をなしている。

そこで、当会は、別紙1の「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の違反行為に対する意見書」により、厚生労働省研究開発振興課長笠松淳也様及び同省国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会に対して、国循が、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反行為を重ねており、依然として、過去の業務実績評価と同じく「法令遵守等の内部統制に欠陥」があるため、法令遵守等内部統制の改善を強力に行政指導すること及び業務実績評価を厳しく査定することを意見したので、その旨を含めて、再度、警告する。

また、当会は、令和3年早々に、行政事件訴訟法に基づき、貴殿に対して、法人文書の開示及び審査請求に対する諮問手続きの履行、並びにそれらの不作為による損害賠償請求の訴訟を提訴する。

なお、審査請求の期限に関する法令の解釈は、別紙2の「新・情報公開法の逐条解説」（有斐閣、宇賀克也）の202頁には、「地方公共団体において、従前、不服申立ての審理に長期間を要していた事例をみると、単に情報公開（・個人情報保護）審査会における審査に時間がかかっていた場合のみならず、不服申立てがなされて

から諮問がなされるまでに多くの日時を費やしている場合が稀でなかった。地方公共団体の情報公開条例においては、情報公開（・個人情報保護）審査会に対して、「速やかに」または「遅滞なく」諮問しなければならないと規定しているものが少なくないが、本条には、その趣旨の規定は明示的にはおかれていない。しかし、審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、本条1項1号・2号の場合に該当しないかを迅速に調査し、該当しないと判断したときには、速やかに諮問手続をとるべきことは当然である。」としている。なお、上記文献の著者の宇賀克也は、現在、最高裁判所判事、東京大学大学院教授である。

すなわち、審査請求がなされた時点で、国循は不開示決定の理由を示したところ、諮問による情報公開・個人情報保護審査会では、その理由の当否を争うことになるため、国循は、速やかに諮問すべきであり、諮問できるはずである。したがって、本来、国循は、不開示決定で示した理由以外の理由を審査会で争うことはできない。よって、国循が、審査請求に対する諮問を懈怠・不作為することは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反している。

別紙

1. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の違反行為に対する意見書
2. 「新・情報公開法の逐条解説」（有斐閣、宇賀克也）

草々